

※ 重要なお知らせ

令和4年度整備管理者定期研修 追加開催のご案内【※要事前申込】 ※福岡県トラック協会では、申込の受付はしていません。

令和4年度整備管理者定期研修の追加開催につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、各営業所選任の整備管理者で、下記「1. 受講対象者」に該当し、今年度研修を受講出来ていない方まで、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

1. 受講対象者（以下の①・②に該当する方）

① 運輸支局に整備管理者選任届出をされている方

（道路運送車両法第50条第1項に基づき選任された整備管理者）

※ 2年度毎に1回の受講が義務付けられています。

※ 但し、次の方は、受講対象者には該当しません。

前年度（令和3年度）の整備管理者定期研修を受講した方

※ なお、今年度（令和4年度）中に整備管理者として新たに選任した者（当該事業者で初めて選任した者）については、令和6年3月末日までに研修を受講すればよい。

② 整備管理者の選任を必要としない自動車運送事業者で受講を希望する方

2. 開催日時及び会場

○ 日 時：令和5年1月23日（月）

（受付）12時30分～13時30分、（研修）13時30分～16時10分

○ 会 場：なみきホール（なみきスクエア 名称：東市民センター）

福岡市東区千早4丁目21番45号 （Tel）092-674-3981

3. 申込要領 ※メールによる申込

受講を希望される方は、申込書をダウンロードのうえ、

福岡運輸支局 整備部門 (gst-fukuoka_seibi@mlit.go.jp)

に直接メールにてお申込み下さい。

※福岡県トラック協会では申込の受付はしていません。

申込方法の詳細及び申込書のダウンロードについては、下記の九州運輸局 HP をご確認ください。

【掲載先】九州運輸局TOP > お知らせ > 令和4年度 九州運輸局管内整備管理者定期（選任後）研修日程について

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00309.html

※ 今年度の研修受講はコロナウイルス感染対策に伴い、事前申込制による受講予約が必要となります。

※ 事前申込を行わずに当日来場されても、一切受講は認められません。

4. 申込期間 令和4年12月1日（木）～12月22日（木）まで

※ 上記期間外での申込みは無効です。申込期間は必ず厳守して下さい。

※ 上記「1. 受講対象者」に該当しない方【今年度の受講対象ではない方】の受講は極力、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

※ 上記「1. 受講対象者」の欄にも記載のとおり、今年度（令和4年度）中に選任した整備管理者（当該事業所で初めて選任した者）については、令和5年度の末日【令和6年3月末日】までに研修を受講すればよいので、必ずしも今年度の研修を受講する必要はありません。

なお、令和5年度は筑豊地区と福岡地区での開催が予定されています。

【重要】

- ・今年度の研修を受講するためには、事前申込による受講予約が必要となっております。事前申込を行っていない方が当日来場されても、一切受講は認められませんので、必ず申込期間内に事前申込を行った上で、来場して下さい。
- ・会場の駐車場は極めて少なく、研修当日は会場周辺の有料駐車場でも混雑が予想されるため、公共交通機関を利用してのご来場をお願いいたします。
【違法駐車及び駐車場確保の為に遅刻等があった場合は、受講出来ません。】
- ・マスクの着用が無い方、熱、咳などの症状がある方は、入場をお断りいたします。研修中に上記症状が確認された方についても、退出いただく場合があります。
- ・今後の政府等の方針により、研修が中止または更なる定員制限を行う可能性がありますので、ご了承下さい。

5. その他

- ・研修修了者には「整備管理者定期研修修了証」が交付されます。

ただし、紛失等に対する修了証の再発行は出来ませんので、大切に保管して下さい。

【お問合せ先】

（公社）福岡県トラック協会 業務一課（TEL：092-451-7845）

【受講申込・お問合せ先】

福岡運輸支局 整備部門（TEL：092-673-1196）

福岡運輸支局宛 受講申込先（qst-fukuoka_seibi@mlit.go.jp）